平成２３年（フ）第４３３号
愛知県稲沢市高御堂１丁目４番６―204号
債務者　宇佐美昌夫
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８７号
福岡県京都郡苅田町尾倉１丁目９番地12シャルダンＢ101
債務者　安徳　妙子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
福岡県行橋市大字上津熊93番地３　朝日海産株式会社寮内
債務者　松本　和彦
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第８０６４号
東京都江戸川区江戸川３丁目32―１
破産者　大山　隆一
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６８８号
東京都調布市深大寺元町１丁目15―21
破産者　橋本　満夫
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８９２号
東京都世田谷区成城２丁目３番12号
破産者　株式会社ポチみや
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８９３号
秋田県秋田市雄和田草川字太田23番地１
破産者　株式会社ピーファクトリー
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３３号
東京都豊島区高松１丁目10番８号
破産者　株式会社侍
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３４号
東京都港区赤坂９丁目６番39号
破産者　株式会社ディオ
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３５号
東京都足立区西新井本町２丁目７―３―101
破産者　杉浦　和男
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５３号
東京都江戸川区篠崎町７丁目５番３号
破産者　有限会社シーエイチエス
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０８０号
東京都板橋区加賀１丁目10―14―116
破産者　藤川　　一
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０８１号
東京都板橋区加賀１丁目10―14―116
破産者　藤川久留美
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１４７号
東京都町田市中町１丁目５―４―1106
破産者　堀場　　勝
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２５４号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716―１―４―202
破産者　佐藤　明美
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３０３号
千葉県松戸市大橋457―５
破産者　岡部　　実
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５２０号
埼玉県新座市新座３丁目１―９―208、開始決定時の住所埼玉県志木市上宗岡４丁目１―14
破産者　安保　康二
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１５１号
東京都足立区鹿浜３丁目４番26号
破産者　株式会社丸商
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１８３号
神奈川県相模原市中央区横山２丁目16―１―201
破産者　本間　君代
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２４７号
東京都世田谷区桜新町２丁目１―11―103
破産者　千葉　康之
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３９３号
東京都大田区中央５丁目24―８
破産者　星野　信哉
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部